

## 防府市経営安定資金利子補給金交付要綱

令和 7 年 7 月 31 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、山口県中小企業融資制度要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け令 7 経営金融第 1 号）に基づく融資を受けた者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付することにより、中小企業者等の負担軽減を図り、もって経営の安定を図ることを目的とする。

(交付対象資金)

第 2 条 利子補給金の交付の対象となる資金（以下「交付対象資金」という。）は、山口県中小企業融資制度要綱の別表 1 に掲げる経営安定資金とする。

(交付対象者)

第 3 条 利子補給金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、交付対象資金の融資を受けた者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本店を有する法人又は市内に住所及び事業所を有する個人。
- (2) 市税を完納している者。

(利子補給率等)

第 4 条 利子補給率は、年 0.5%とする。

- 2 利子補給金の額は、第 7 条に規定する申請日の属する会計年度（4 月 1 日から 3 月 31 日までをいう。）の間に支払った利子（延滞利息及び戻し利息を除く。）に、利子補給率を乗じて得た額を融資の利率で除した額（小数点以下切り捨て）とする。
- 3 利子補給期間は、融資実行日から起算して 10 年以内とする。

(適用除外)

第 5 条 次に掲げる事由に当たると認められるときは、前条第 2 項に規定する期間に係る利子補給金を交付しない。

- (1) 前条第 2 項に規定する期間に、利子補給金の交付申請に係る融資の延滞（約定弁済日から 30 日を超えて返済がないことをい

う。)があったとき。

(2) 利子補給金の交付申請に係る融資について代位弁済が生じたとき。

(3) 廃業したとき。

(4) 約定弁済額の減額（繰上返済による減額を除く）等の条件変更を行ったとき。

(5) その他市長が不相当であると認めたとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、利子補給金の交付を受けることができない者は、その後この要綱に基づく利子補給金の交付の対象としないものとする。

(事前届出)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、あらかじめ防府市経営安定資金利子補給金事前届出書（第1号様式）に金銭消費貸借契約の写し及び信用保証決定のお知らせ（お客様用）の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第7条 利子補給金の交付申請をしようとする者は、別に定める日までに、防府市経営安定資金利子補給金交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 金融機関が発行した返済予定表の写し

(2) 金融機関が発行した元利金支払証明書、その他支払った利子の額を証する書類

(3) 市税の滞納がないことの証明書

(4) 法人にあっては市内に本店を有することを、個人にあっては市内に住所及び事業所を有することを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、利子補給金の交付の可否を決定し、防府市経営安定資金利子補給金交付決定通知書（第3-1号様式）又は、防府市経営安定資金利子補給金不交付

決定通知書(第3-2号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定により利子補給金の交付決定の通知を受けた者が交付の請求をしようとするときは、防府市経営安定資金利子補給金交付請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の返還)

第10条 市長は、虚偽その他不正な手段により利子補給金の交付を受けた者があると認めるときは、その者に対して既に交付した利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定による利子補給金は、令和7年4月3日以降に融資の実行のあった交付対象資金について適用する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

名 称

代表者氏名

防府市経営安定資金利子補給金事前届出書

防府市経営安定資金利子補給金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり届出します。

記

1 融資を受けた資金名 山口県 経営安定資金

2 担当者に関する事項

|                 |                                      |
|-----------------|--------------------------------------|
| (ふりがな)<br>担当者氏名 |                                      |
| 連絡先             | 電話 : (        -        -        )    |
|                 | 担当者携帯 : (        -        -        ) |
|                 | メールアドレス :                            |

3 添付書類

- ・金銭消費貸借契約の写し
- ・信用保証決定のお知らせ（お客様用）の写し

第 2 号様式（第 7 条関係）

指令防商 第 号  
年 月 日

（宛先）防府市長

住 所  
名 称  
代表者氏名

防府市経営安定資金利子補給金交付申請書

防府市経営安定資金利子補給金の交付を受けたいので、防府市経営安定資金利子補給金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 融資を受けた資金名 山口県 経営安定資金

2 支払利子額 円

3 申請額 円

※支払利子額×0.5%÷借入利率（小数点以下切り捨て）

4 添付書類

- ・金融機関が発行した返済予定表の写し
- ・金融機関が発行した元利金支払証明書等
- ・市税の滞納がないことの証明書
- ・（法人の場合）履歴事項全部証明書（発行後 3 ヶ月以内）
- ・（個人の場合）住民票（発行後 3 ヶ月以内）及び青色申告決算書の写し（白色申告者は収支内訳書の写し）

第 3 - 1 号様式 (第 8 条関係)

指令防商 第 号  
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市経営安定資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市経営安定資金利子補給金交付申請について、下記のとおり決定しましたので、防府市経営安定資金利子補給金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

- 1 利子補給金交付決定額 円
- 2 要件

第 3 - 2 号様式 (第 8 条関係)

指令防商 第 号  
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市経営安定資金利子補給金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市経営安定資金利子補給金交付申請について、下記理由により不交付とすることを決定しましたので、防府市経営安定資金利子補給金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

第4号様式（第9条関係）

防府市経営安定資金利子補給金交付請求書

|     |  |   |   |   |   |   |   |   |
|-----|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 金 額 |  | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|     |  |   |   |   |   |   |   |   |

内 訳 防府市経営安定資金利子補給金

防府市経営安定資金利子補給金交付要綱第9条の規定により、上記のとおり補助金を請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

名 称

代表者氏名

(利子補給金は、次の口座に振り込んで下さい。)

|               |                            |  |  |  |  |  |  |              |
|---------------|----------------------------|--|--|--|--|--|--|--------------|
| 振 込 先<br>金融機関 | 銀行・信用金庫・労働金庫<br>農協・漁協・信用組合 |  |  |  |  |  |  |              |
|               | 支所・支店・出張所                  |  |  |  |  |  |  |              |
| 口座番号<br>種 別   |                            |  |  |  |  |  |  | 1：普通<br>2：当座 |
| フリガナ          |                            |  |  |  |  |  |  |              |
| 口座名義          |                            |  |  |  |  |  |  |              |